

〈趣 旨〉

判断能力の低下により、財産管理やサービスの契約などが1人でできない方に、支援者(成年後見人、保佐人、補助人)が、本人の権利を法的に護る制度として、成年後見制度があります。

平成28年4月13日には、「成年後見制度利用促進法」が公布されました。この法律は、成年後見制度の利用が伸びない現状の中で制度の活用を促進するものであり、利用者にメリットを実感できる制度への改善や、地域で成年後見人等を支える地域連携ネットワークづくり、後見人の不正防止、成年費後見人の権利制限を見直すなどを目標に。今後、計画や施策づくりが進められていきます。

今回のセミナーでは、基調講演で成年後見制度利用促進法についてわかりやすく解説していただき、シンポジウムでは成年後見制度に関わる弁護士、社会福祉士、行政担当者に登壇していただき、「成年後見制度利用促進法」の施行後の現状や課題、今後、社会福祉士に求められる役割や展望を皆さんと考えていきたいと思っております。

参加申込用紙

申込日：平成 年 月 日

○氏名・所属・職種を可能な範囲でご記入ください。

	ふりがな 氏名	所属・勤務先等	連絡先
1			
2			
3			

※参加申込にご記入いただいた個人情報参加集約のみに使用し、第三者へ提供することはありません。

備考

定員 300名 定員になり次第締め切ります

締切日 平成29年7月3日(月)

ファックス送信先 0952-36-6263

郵送の場合 〒849-0935 佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15番3号

公益社団法人 佐賀県社会福祉士会 21世紀セミナー委員会 宛